

令和5年第10回定例会

議案等参考資料

1 議案第 1 号関係

おいらせ町通学バス運行規程 新旧対照表 (抜粋)

改正案			現行		
<p>(運行経路)</p> <p>第2条 通学バスの運行経路は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めた場合には運行経路を変更することができる。</p>			<p>(運行経路)</p> <p>第2条 通学バスの運行経路は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めた場合には運行経路を変更することができる。</p>		
登校 コース	1号車	苫米地→豊栄→向山→木ノ下中学校→木ノ下小学校	登校 コース	1号車	苫米地→豊栄→向山→木ノ下中学校→木ノ下小学校
	2号車	<u>二川目→百石中学校→中野平→秋堂→下田中学校</u>		2号車	<u>中野平→秋堂→下田中学校</u>
下校 コース	1号車	木ノ下小学校→木ノ下中学校→向山→豊栄→苫米地	下校 コース	1号車	木ノ下小学校→木ノ下中学校→向山→豊栄→苫米地
	2号車	下田中学校→ <u>秋堂→中野平→百石中学校→二川目</u>		2号車	下田中学校→ <u>中野平→秋堂→百石中学校→二川目</u> → <u>下田中学校→中野平→秋堂→百石中学校→二川目</u>
<p>※ 下田中学校、木ノ下中学校、百石中学校は12月から3月までの運行。</p>			<p>※ 下田中学校、木ノ下中学校、百石中学校は12月から3月までの運行。</p>		

1 議案第 2 号関係

おいらせ町学校の指定変更に関する規程 新旧対照表 (抜粋)

改正案						現行					
別表第1 学区外就学許可基準						別表第1 学区外就学許可基準					
番号	事由		適用 学年	期間	添付 書類等	番号	事由		適用 学年	期間	添付 書類等
1	転居	学期・学年途中に転居し、指定校(本来就学すべき学校)が変更されたが、引き続き転居前の学校への通学を希望する場合	小学校第5・6学年及び中学校全学年	卒業まで		1	転居	最終学年で転居した場合	小学校第6学年及び中学校第3学年	卒業まで	
			上記1以外の学年	学期・学年末まで							
2		転居により学区外就学をしている小学校から接続する中学校への通学を希望する場合	中学校第1学年(中学校入学時)	卒業まで		2		学期・学年途中で転居した場合	上記1以外の学年	学期・学年末まで	
3		住宅の改築等により、一時的に他の学区に転居する場合	全学年	従前の住居地に転居するまで	・建築確認申請書の写し	3		住宅の改築等により、一時的に他の学区に転居した場合	全学年	従前の住居地に転居するまで	・建築確認申請書の写し
4		住宅新築等に伴い、転居することが確実なため、転居先(新住所)の指定校へ転居前から通学を希望する場合	全学年	実際に転居する日まで	・請負契約書の写し ・売買契約書の写し ・賃貸借契約書の写し等	4		住宅新築等に伴い、転居することが確実なため、転居先(新住所)の指定校へ転居前から通学する場合	全学年	実際に転居する日まで	・請負契約書の写し ・売買契約書の写し ・賃貸借契約書の写し等
5	略	略	略	略		5	略	略	略	略	
6	略	略	略	略	略	6	略	略	略	略	略
7		略	略	略	略	7		略	略	略	略
8		略	略	略		8		略	略	略	
9	略	略	略	略	略	9	略	略	略	略	略
10	略	略	略	略	略	10	略	略	略	略	略
11	略	略	略	略	略	11	略	略	略	略	略
12	略	略	略	略		12	略	略	略	略	

改正案

現行

別表第2

区域外就学許可基準

番号	事由	適用学年	期間	添付書類等
1	転出 学期・学年途中に転出し、引き続き転出前の学校への通学を希望する場合	小学校第5・6学年及び中学校全学年	卒業まで	・住民票謄本
		上記1以外の学年	学期・学年末まで	・住民票謄本
2	転出により区域外就学をしている小学校から接続する中学校への通学を希望する場合	中学校1学年(中学校入学時)	卒業まで	・住民票謄本
3	住宅新築等に伴い、転出することが確実なため、転出先(新住所)の指定校へ転出前から通学を希望する場合	全学年	実際に転出する日まで	・住民票謄本 ・建築確認申請書の写し ・前負契約書の写し ・売買契約書の写し ・賃貸借契約書の写し等
4	略	略	略	略
5	略	略	略	略
6	略	略	略	略
7	略	略	略	略
8	略	略	略	略
9	略	略	略	略
10	略	略	略	略

別表第2

区域外就学許可基準

番号	事由	適用学年	期間	添付書類等
1	転居 最終学年で転居した場合	小学校第6学年及び中学校第3学年	卒業まで	・住民票謄本
2	学期・学年途中に転居した場合	上記1以外の学年	学期・学年末まで	・住民票謄本
3	住宅の新築等に伴い、転居することが確実なため、転居先(新住所)の指定校へ転居前から通学する場合	全学年	実際に転居する日まで	・住民票謄本 ・建築確認申請書の写し ・前負契約書の写し ・売買契約書の写し ・賃貸借契約書の写し等
5	略	略	略	略
6	略	略	略	略
7	略	略	略	略
8	略	略	略	略
9	略	略	略	略
10	略	略	略	略

おいらせ町学校の指定変更に関する規程

令和2年9月25日教育委員会告示第17号

(趣旨)

第1条 この告示は、おいらせ町立小中学校の通学区域に関する規則（平成18年おいらせ町教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）第3条ただし書の規定に基づき、小学校又は中学校（以下「学校」という。）の指定の変更について、必要な事項を定めるものとする。

(就学校変更許可要件等)

第2条 教育長が就学指定校の変更を許可する場合には、別表第1、2に定める許可基準において行うものとする。

(その他)

第3条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

学区外就学許可基準

番号	事由	適用学年	期間	添付書類等
1	転居 最終学年で転居した場合	小学校第6学年及び中学校第3学年	卒業まで	
2	学期・学年途中で転居した場合	上記1以外の学年	学期・学年末まで	
3	住宅の改築等により、一時的に他の学区に転居した場合	全学年	従前の住居地に転居するまで	・建築確認申請書の写し ・請負契約書の写し ・売買契約書の写し ・賃貸借契約書の写し等
4	住宅新築等に伴い、転居することが確実なため、転居先（新住所）の指定学校へ転居前から通学する場合	全学年	実際に転居する日まで	
5	地理的理由 通学距離等から安全性を考慮し、必要と認められる場合	全学年	卒業まで	
6	家庭環境 両親共働き又は一人親家庭等で放課後の預け先（祖父母等（保護者同様の責任を負える者）宅）学区へ通学する場合	全学年	卒業まで	・就労証明書 ・教育委員会が指定する書類
7	保護者の疾病及び反社会的行為等の家庭事情により、住民票の異動が困難であるが、実際に居住している学区の学校へ通学を希望する場合	全学年	指定期日まで	・医師の診断書 ・各種公的機関からの証明書等
8	兄弟姉妹等がいずれかの事由により許可を受けている場合	全学年	指定期日まで	
9	身体的理由 身体的な理由（病弱・障害等）により指定校への通学に支障がある場合	全学年	指定期日まで	・医師の診断書等
10	教育的配慮 いじめ等により、児童生徒及び保護者への精神的かつ身体的負担から、義務教育に支障をきたすと認められる場合	全学年	指定期日まで	・学校長の意見書等
11	部活動 指定校に希望する部活がない場合	全学年	卒業まで	・入部希望届等
12	その他 上記1～11以外の事由により、教育委員会において特に必要と認められる場合	全学年	指定期日まで	

別表第2 (第2条関係)

区域外就学許可基準

番号	事由		適用学年	期間	添付書類等
1	転居	最終学年で転居した場合	小学校第6学年及び中学校第3学年	卒業まで	・住民票謄本
2		学期・学年途中で転居した場合	上記1以外の学年	学期・学年末まで	・住民票謄本
3		住宅の新築等に伴い、転学することが確実なため、転居先(新住所)の指定学校へ転居前から通学する場合	全学年	実際に転居する日まで	・住民票謄本 ・建築確認申請書の写し ・請負契約書の写し ・売買契約書の写し ・賃貸借契約書の写し等
4	家庭環境	両親共働き又は一人親家庭等で放課後の預け先(祖父母等(保護者同様の責任を負える者)宅)区域へ通学する場合	全学年	卒業まで	・住民票謄本 ・就労証明書 ・教育委員会が指定する書類
5		各種災害又は離婚等による家庭環境上の事情から特に必要と認められる場合	全学年	指定期日まで	・住民票謄本 ・罹災証明書又は被災証明書
6		兄弟姉妹等がいずれかの事由により許可を受けている場合	全学年	指定期日まで	・住民票謄本
7	身体的理由	身体的な理由(病弱・障害等)により指定校への通学に支障がある場合	全学年	指定期日まで	・住民票謄本 ・医師の診断書等
8	教育的配慮	いじめや非行等により、指定学校への通学が困難な場合	全学年	指定期日まで	・住民票謄本 ・学校長の意見書等
9	部活動	指定校に希望する部活がない場合	全学年	卒業まで	・住民票謄本 ・入部希望届等
10	その他	上記1~9以外の事由により、教育委員会において特に必要と認められる場合	全学年	指定期日まで	・住民票謄本 ・教育委員会が求める書類等